

## 〈1〉 外為法改正案の国会審議について（その2） —参院でも可決・成立。早期施行の見込み

CISTEC 事務局

外為法改正案は、衆議院に続き、参議院経済産業委員会でも5月16日に審議され、全会一致で可決された。本会議でも可決され、5月24日に公布された（官報に掲載）。

施行日は、「1年以内で政令で定める日」と規定されているが、対内直接投資規制の強化、罰則の強化などの内容の喫緊性に鑑み、10月1日に施行されることとなった。

衆議院の経産委での審議概要は、既に本ジャーナル5月号に掲載済みであるが、参議院の経産委でも、産構審の報告や法改正の内容に関して、さまざまな質疑が行われた。その中には、CISTECを始めとした三団体が長年要望し、産構審中間報告により方向性が打ち出された規制番号の国際化（規制カテゴリー体系のEU準拠）に関するものや、中長期的課題としてCISTECのあり方専門委員会・総合分科会等からここ数年来要望がなされていたものについても含まれている。

今後の検討のためにも、貴重なやりとりとなっているので、議事録から項目別に抜粋して、備忘的に紹介する。また、衆議院同様に、附帯決議がなされているので付記しておく。

### 1 主な質疑項目

#### 規制カテゴリー体系の国際化

○石上俊雄君（中略）先ほど磯崎委員からも話があったのですが、産構審の中の安全保障貿易管理小委員会で三回ほど審議がされた。その議事の結果と議事録というかを見させていただいて、さらに、それを受けた形で産業界がどういう形になって反応

をしているかというのも見させていただきました。

その中で、先ほど最後の方でちょっと質問が磯崎委員からありましたが、規制品目番号の関係についてでございます。私が見る限りでは、このことに対しての要望が何か一番大きかったのかなというふうに思うんです。苦節十年と何か表現されておりましたけれども、ようやく最終の報告書の中にEU準拠との方針ということで提言が入ったということで、これはすごいことだということらしいのでございます。そういうことで、まずはその規制品目番号のグローバルスタンダード化、いわゆるEU準拠について伺いをさせていただければと思います。

資料もちょっと準備をさせていただいているので、それを見ながら質問をさせていただきたいと思いますが、今の構造がどうなっているかということ、先ほど大臣からもありましたが、我が国は国際輸出管理レジームに沿ったカテゴリーの構造となっているわけですが、じゃ、世界はどうかということ、先ほどもちょっとキーワードで出てきましたが、ワッセナー・アレンジメントを基にしたEU体系が、これが結構多く取られているという。

したがって、この日本だけ異質の状態にあるというふうに言われておまして、じゃ、それがどうなるかということ、日本だけ異質だと、国内でやっているだけはいいわけではありますが、海外は当然のごとく出ていくわけですから、そうすると、品目の形態が違ってくるといことは一々対応していかないといけないということで、かなり手間暇掛かるというふうなことを聞いております。

企業によると、四十万件、四十万件というか数十万件のものを追っかけながら、毎年数万件のものがリニューアルされているということでもありますか

ら、それをまた品番が違うものを追っかけていくということで、かなりの労力があるのでここは統一していただきたいというのが産業界の要望で、苦節十年というふうになっているわけでございます。

まず、これについて大臣の所見というかお考えをお聞きしたいのと、先ほどもちょっと出ましたが、これを統一していくとなると、要はシステムを変えていかないといけないんですね。これもいろいろ書き物がありましたが、数千万円から、もしかしたら億単位でお金が掛かってしまう、さらには期間も掛かってしまうんじゃないかというところも懸念をされているわけでありまして、ここも全体で、スケジュール感とか費用の掛かり具合も含めた形でこのEU準拠に対する大臣のお考えについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（世耕弘成君） 経済のグローバル化が進んで流通形態も大変複雑化している中、複数の国をまたがる流通を管理する企業などの輸出管理に関する負担を軽減するためにも、日本の品目番号の構成を国際的に広く採用されているスタイルに見直すということは大きな意義があるというふうに認識をしております。

審議会でも、産業界の委員からは、EU体系に準拠させる方向性が初めて公式に提示されたことは画期的であり評価したいなどの御意見をいただいております。

一方で、この品目構成の見直しというのは、社内システム的大幅な変更などが必要になって、準備期間は十分に確保してほしいとの御指摘もいただいております。したがって、品目番号の変更に当たっては、企業等の管理体制やシステム改修など、企業などにも負担が発生する可能性がありますので、企業等との十分な調整や準備期間を十分に確保しなければいけないと考えております。

こうした点も踏まえて、審議会の報告書においても、企業や大学などに対して必要以上に負担を掛けないように留意をして取組を進めていくことが必要であるという御指摘をいただいております。現在、関係者と意見交換を重ねて、鋭意検討しているところであります。

現段階で、我が国の品目番号の見直しについて具体的なスケジュールを示すことは困難でありますけれども、企業等の管理体制やシステム改修等に必要

となる十分な準備期間の確保を含めて、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○石上俊雄君 是非お願いしたいと思います。

その検討を進める中で、資料の一の②にも付けさせていただいておりますが、規制品目番号の体系の国際調和というところを進めていくわけでありますが、日本の法令でよく使う漢数字、さらには、イロハニホヘトというんですかね、イロハ四十七文字というふうなものがあるわけでありまして、これはいろいろ考えると日本独自のものなのでそぐわないのかなというふうな気がしています。

したがって、世界で通用するアルファベットとか算用数字を用いていくべきではないかというふうに考えているわけでありまして、この辺についてお伺いしたいのと、さらには、EU体系で役務と外為の二十五条と貨物と外為の四十八条が合体化されているわけでありまして、これも同様にすべきではないかなというふうに考えているわけでありまして、経産省のお考えをお聞かせください。

○政府参考人（飯田陽一君） お答えいたします。

各国の輸出管理法制は、各国がそれぞれ有する法体系の整理の中で整備をされているというふうに認識をしております。外為法も日本の法体系の中で、その整理に従って整備をしております。

日本の法体系では、委員御案内のとおり、何条何項何号あるいはイロハという形で統一的に整理をされておまして、EUリストは確かにアルファベットを使っているわけですが、この日本の法体系の整理の中で外為法の関係も整備をしていくということでございますので、EUリスト準拠に当たってもこの原則に基づいて対応していきたいというふうに考えてございます。

なお、今回、EUリストということで、要は国際レジームのリストと国内のリストがある種クロスするようなところとか、そういうところがいろいろありますので、そこで整理をきちんと品目ごとにしてほしいという御要望が背景にございますので、外為法における規制対象となる貨物、技術の整理の仕方や順序がEUリストと整合的になるのであれば、単に記号を置き換えれば対応できますので、事業者の負担の軽減につながるというふうに考えているところでございます。

また、役務と貨物の関係について御指摘がござい

ました。

これ、外為法の基本構造で、役務と貨物、それぞれ異なる条文を基に規制をしておりますので、その結果として異なる政令で具体的な役務、貨物を規定しているというのは事実でございます。ただ、役務におきまして、貨物の規定を引用して定義をするという点においては、これはEUリストと全く同じ構造になってございまして、事業者がEUリストに準拠した整備を進める中で、役務と貨物を別の政令で規定したとしても事業者等の解釈を混乱させるようなものではないのではないかというふうに考えているところでございます。

#### 国際レジーム合意の国内反映時期

○石井章君 国際レジームの原則等についてお伺いいたします。

毎年一回、規制リストの一部見直しを行っている、そこで各国ではその改正を自国の政令等改正によって反映させることになっております。その反映が公布されるまでのリードタイムは、国際競争の観点からは非常に重要と言えます。

経産省でも、法制局審査等の制約などがある中で早期化への努力をいただいているということでもありますけれども、現実として、現在は事務ベースの合意から数か月近く経過した後の公布実施となっていると伺っております。これは、おおむね三か月でEARを反映し、実施することが定着している米国や、近年に早期化を図ったEUなどに比べるとまだまだ時間を要しているとの指摘もされております。

なぜ我が国はそれらの他国に比べて規制見直しから公布までに時間を要するのか、井原政務官に御答弁をお願いします。

○大臣政務官（井原巧君） お答えを申し上げます。

先ほど御指摘ありましたように、この国際輸出管理レジームにおいては、規制対象とされる貨物、技術のリストは毎年改定を行うということでもあります。それに基づいて、外為法においても規制対象を定める政省令等の改正を毎年行っているということなんですけれども、このリストが改正が決定されると、経済産業省は外為法における規制対象を当該リストに速やかにできるだけ移そうということですが、一つは、我が国の場合は、やっぱり民主主義

というか、周知を十分しようというところもあります。ですから、まず政省令等の改正を行うと。

これは実務的に改正を行いますが、実は期間が掛かるというのは決して実務のことではなくて、まずパブリックコメントを一か月取りましょうというのは、他国で全て定められているわけじゃありませんが、一か月パブリックコメントを取るようになっております。そして、関連する産業界や専門家が国際的なリストの改定の内容が国内規制に適切に反映されているかどうかを確認する時間を取っている。その上で、二か月程度の周知期間を確保して新たな規制の施行を行っているということでもありますので、速やかにとも言えるというふうに考えております。

○石井章君 ありがとうございます。

以前、EUではレジーム合意の反映には二、三年が必要であった時期もありました。それは議会の承認等が必要であったためでありますけれども、国際競争力の強化のための輸出者への配慮などの観点から、二〇一四年には規定を改正しまして、議会承認を不要としました。その結果、二〇一五年以降は飛躍的に早期の合意、反映の実施が行われております。

我が国でも輸出者からは公布の早期化を望む切実な声が上がっておりますけれども、もう一度、政務官の方にこの御答弁をいただければと思います。

○大臣政務官（井原巧君） 先生おっしゃるとおりであります。実務には他国とそんなに時間の差がないんです。パブリックコメントを受けて、その日に施行というわけにいきませんから、当然、一か月公布期間を与えて、それからまた二か月、施行までに、この周知期間というのは企業の対応というところもあるので、それを含めた上で、今後どれだけ早くできるかということを検討してまいりたいと、このように考えております。

#### みなし輸出規制

○石上俊雄君（中略）みなし輸出管理における我が国の課題についてお伺いしたいと思いますが、これ、最後の質問になりますけれども、世耕大臣にお伺いしたいわけですが、現行、みなし輸出規制ということで、国内から海外への移転について、

居住のその六か月というところがあるわけですが、六か月は短期間過ぎるのではないかという、そういう意見が多くあるわけでありませ

一方、ドイツは五年を上限とする検討もしているというふうにお聞きしますが、この五年について検討していくべきではないか。しかし、それだけ取ると、日本はほかの規制もありますので強過ぎるので、アメリカでやっていることとかいろいろ検討しながら日本として判断をしていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、このことについて、大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣（世耕弘成君）今の御指摘のこのみなし外国人規制、これをもう少し期間を延ばした方が、みなし輸出ですね、に当たる期間をもっと延ばした方がいいんじゃないかというお話ですけれども、その規制強化をやるに当たっては、まず、ドイツやアメリカといった諸外国とのバランスも考えなければいけませんし、一方で、グローバルな経済活動ですとかあるいは研究活動の推進とこの規制のバランスということも考えていかなければいけません。

特にこれ、例えば、今六か月超えたらもういいですよ、六か月以内の人だけがみなし輸出ですよ、これを、例えば今おっしゃるように、ドイツのように五年にした瞬間に、特に大学の現場なんかではそれに当たる人というのがどっと増えますので、これ大変な負荷が掛かってくるわけでありませ

しかも、これ大学や中小企業は、そもそもこういった機微情報の管理のインフラそのものがまだまだ整っていないという面があります。今、大企業の研究所なんかへ皆さん行かれても、携帯電話は預かれるし、出入管理なんかも非常に厳しい。その中で働いている人に対しても、入れる部屋入れない部屋、あるいはパソコンでアクセスできる情報できない情報、物すごくきめ細やかに区分をされるなど、きちっとした管理がされている。それが中小企業や大学などではまだ、特に留学生や研究者が非常に多い、外国からの研究者が多い大学でまだその辺がしっかりとできていませ

ないので、まずはそこの体制の強化を図りたいというふうに思います。

特に、大学等において留学生や研究者を受け入れるときに、出身、経歴、そして過去の研究内容などをしっかりと確認をする、あるいは、その大学にい

るときに海外出張をするとか一時帰国をするときに持ち出せる技術をしかりと確認をする、管理をする、あるいは、卒業をするときに自分の使っていたパソコンから持っていったいい情報などをしっかりと確認をする、こういうまず情報管理のインフラを整備するところから始めていきたいというふうに思っております。

#### 大学の輸出管理

○石川博崇君 続きまして、大学における輸出管理について伺いたいと思います。

我が国は、産業競争力強化の観点から、グローバル化による世界トップレベルの教育の実現、産学連携、イノベーション人材の育成、若手外国人研究者の活用拡大等を目指すこととしておりまして、こうしたグローバル化に対応する人材力強化のために、二〇二〇年までに日本からの海外への留学生を六万人から十万人に、また海外からの留学生を十四万人から三十万人に倍増させることを目指すという目標を掲げているところでございます。今後、ますます各大学の国際化が推進されて国際通用性を高めていくことが期待されているわけでございます。

一方、こうした国際的な大学の活動が増加する中におきまして、外為法に輸出者等遵守基準が定められていることから、留学生の受入れ、あるいは所属教員の海外での研究活動等、いずれかの形で国際的な活動が行われる大学等では、学内で行われる教育研究活動につきまして安全保障貿易管理の観点からの体制の整備が求められているところでございませ

す。

大学におけるこうした輸出管理といいますと、一般的には大量破壊兵器への転用懸念がある技術として、原子力、航空宇宙、機械工学、生命科学など、一見して機微な技術に触れるのではないかと思われる分野に限らず、一般的な自然科学分野全般が関連すると言われております。また、例えば考古学なんていうのは一見するとこうした機微な技術に関係するのかもしれないけれども、放射線の炭素の年代測定を行う技術など、機微な安全保障上の懸念がある技術も、そうした文系とされる分野においてもある場合がございます。

こうした様々な分野における安全保障貿易管理の

体制を進めていかなければなりませんけれども、現在の各大学における管理体制の実態について、今日は文部科学省来ていただいておりますので、御説明をお願いします。

○政府参考人（松尾泰樹君） お答えいたします。

大学におきます安全保障上の機微な技術の管理体制の状況でございますけれども、本年二月に、文部科学省におきまして、全国の国立大学そして公私立大学でございますが、これは医学、歯学、薬学、理学、工学、農学系の学部等を持つ公私立大学を対象にアンケートを行ったところでございますが、国立大学におきましては九四%、公私立大学におきましては三七・五%、国公私平均では五六・八%の大学におきまして輸出管理担当部局が設置されているという状況になってございます。

○石川博崇君（中略） 左にあります二〇一五年に比べると増えてきているということは、文科省、経産省協力をして各大学に通達などを発出していただいている効果が出てきているのではないかと思いますけれども、いかんせん、公立、私立においてまだ四〇%以下の大学しかこうした担当部署が設けられていないという状況はゆゆしき問題だというふうに思っておりますし、また、これはあくまでも担当部署を設置しているというだけでありまして、その担当部署の例えば能力であるとか、あるいは各研究室ごとにどの程度把握をしているのか、そのこの質の部分というのは見ていないわけでございます。

量とともに質も今後増やしていくことが大事かと思っておりますけれども、文部科学省として、是非、各大学に個別に相談に応じていただくなど、経産省から機微な技術に関する情報もしっかりと入れていただいて、連携していただいた上で取組を進めていただきたいと思いますけれども、御所見をいただきたいと思っております。

○政府参考人（松尾泰樹君） 今先生から御指摘いただきましたように、大学においてしっかりと適切な安全保障管理を行うこと、これ重要だと私も思っております。引き続きまして、経産省とも連携しながら、外為法の遵守の徹底及び大学における安全保障貿易管理体制の強化を図るべく取り組んでまいりたいと思っております。

これまでの取組でございますけれども、先ほど経産省の方からも御説明ありましたように、文部科学

省におきましては、累次の通知等を発出し、関係会議でもその旨周知をしております。また、その内容につきましてでございますが、経産省から出されております安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス、これ大学・研究機関用というものがございすけれども、それについても周知を図っているところでございまして、また全国での説明会等も実施しているところでございますので、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○石川博崇君 是非、経産省とも連携をしながら、文部科学省におかれては進めていただきたいというふうに思います。

経済産業省においては、お手元にお配りした順番前後して恐縮ですが、二枚目の紙にありますとおり、今年度、貿易管理対策事業委託費というものを四・五億円計上しているところでございます。その中で、右手の一ポツ、安全保障貿易管理対策事業の（２）の安全保障貿易普及啓発の中の②、国内普及啓発という事業として、国内大学等にアドバイザーを派遣して自主管理促進のための助言等を行う。この大学へのアドバイザーの派遣というのは、今年度新規事業として盛り込まれたものと認識をしているところでございます。

事業の具体化はこれからだというふうに聞いておりますけれども、この具体的な派遣人数あるいは派遣先の大学の選定方法など、どのような検討をされているのか、経産省より御答弁をお願いします。

○政府参考人（飯田陽一君） お答えいたします。

先ほど文部科学省から御紹介ありましたとおり、輸出管理担当部署を設置している大学はまだ全体の六割弱、公私立大学においては四割に満たないという状況でございますので、私ども、大学における輸出管理の能力構築というものを積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

このような考え方から、御指摘のございましたとおり、アドバイザー派遣事業というのを今年度から開始するというところで今準備を進めているところでございまして、予算の上では年間四百八十人日、派遣回数、そのときに派遣するアドバイザーの人数、それから、それに大学の数を掛けますと四百八十人日ということになるわけでございますけれども、具体的な派遣先の大学につきましてはまだ輸出管理の体制が整備されていない大学を中心に選定をしてい

きたいというふうに思っておりますし、派遣するアドバイザーにつきましては、民間の専門家を活用して、これまで民間で培った、輸出管理の実務をよく御存じの方を含めて派遣をさせていただきたい、それから実際の取組の状況に応じて派遣の日数というのは調整していきたい、このように考えております。

○石川博崇君 是非、今年度最初の事業ということですので、試行錯誤はあろうかと思えますけれども、有意義なアドバイザーの派遣に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、先ほど申し上げましたとおり、大学によって体制の設置の状況というのは千差万別、ケース・バイ・ケースであろうかというふうに思います。是非、そういった体制づくりがうまくいっているところといますか、既にいい成果を上げているところ、こうしたところのグッドプラクティスを集めていただいて各大学関係者が集まる場所で紹介をする、こういった取組も是非考えていただければというふうに思っております。

それで、今のアドバイザー派遣に関しまして一点お聞きをさせていただきたいのは、今のお配りさせていただいております紙に、左下に成果目標というのが書かれてあります。成果目標、この委託費全体の成果目標であります、貿易救済措置と安全保障貿易管理等を効果的に実施するための体制、ノウハウを平成三十二年度までに構築することを目指しますという、最近の政府の予算案策定に当たってはこうやってKPIをきちっと掲げて目標設定するというのは大変重要なことだというふうに思っておりますが、この国内大学にアドバイザーを派遣して行く事業において、KPI、この平成三十二年度までの体制構築というのは、どういった水準で、先ほど、私立、公立では四〇%足らずしかまだ設置がされていないわけですが、どのような目標を掲げていくことになるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人（飯田陽一君） お答えいたします。

大学等における輸出管理につきましては、先ほど委員から御指摘のございましたとおり、大学の事務当局が法人として組織の体制あるいは内部規程を整備することに加えまして、個々の研究室、あるいは個々の研究者あるいは教員のレベルにおいて技術情

報を外為法に照らして適切に取り扱うこと、それから、意図しない形で技術情報が外部に流出して、その結果として懸念国に外為法に反する形で違法に移転されることがないように内部管理を充実すること、こういったことが、何というんですか、現場レベルまで浸透して徹底されることが重要だというふうに考えております。

このため、個々の大学レベルで実現することが望ましい輸出管理の在り方につきまして、先ほど文部科学省から御紹介のございました機微技術管理のガイドダンスというものが大学・研究機関向けに準備されているわけですが、これを改訂いたしまして、可能な限り具体的に望ましい姿というのをベストプラクティスも引用しながらお示ししたいというふうに考えておまして、これを先ほど御紹介いたしましたアドバイザー事業も活用して使っていきたいというふうに考えてございます。

御指摘のいわゆる成果の目標につきましては、御指摘のありましたとおり、各大学における取組がまだまちまちでございますし、その量だけではなくて質についてもまちまちでございますので、直ちに今具体的にお示しするというのは非常に困難なんですけれども、例えば、先ほど来御議論いただいているような輸出管理体制の整備の状況の比率といいたいでしょうか、その数字をできる限り向上させていくといったようなことを目標に今後取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○石川博崇君 できる限り向上させるということで、具体的な数値目標というのをなかなか出せない状況かと思えますけれども、是非積極的に推進をしていただきたいと思えます。

一方で、こうした政府が大学等における貿易管理体制を進めていこうという方向性に対しまして、大学側から考え方あるいは意見というものが示されております。国立大学協会あるいは日本私立大学団体連合会から、規制の運用に当たっては、大学に過度の責任や負担を課すことのないよう十分に配慮すること、あるいは具体的な判断に紛れがないよう明確で分かりやすい基準を設定すること等が求められております。

特に、明確で分かりやすい基準の設定に関しましては、研究成果の公開を前提とした公知の研究活動は規制対象から明確に除外するよう定義や解釈の見

直しを図ることを要望されているところでございますが、こうした要望に対しまして経産省として今後どのような対応を考えておられるのか、大学運営にも御知見のあられる経済産業大臣、是非御答弁をよろしく願います。

○国務大臣（世耕弘成君） 我が国では、ワッセナー・アレンジメントなど国際輸出管理レジームの定義を踏まえて、外為法の関係法令において規制対象を規定させていただいています。

確かに、御指摘のように、大学などからは規制の例外となる公知や基礎科学に該当する技術について詳細な説明を加えることで明確化してほしいという御要望があることは承知しております。しかし、今申し上げたように、国際輸出管理レジームで決定された内容をできるだけ忠実に対応させる形で規制対象を定めているということから、いろいろと説明を書き加えますと規制対象がそういったレジームから離れて日本独自のものになってしまう懸念もあるわけでありまして、そういうことがないように慎重に検討していく必要があるというふうに思っています。

ただ、いずれにせよ、引き続き大学などからの意見も丁寧に伺いながら、より機微技術の管理が適切に行われるよう検討を重ねてまいりたいと思います。

○石川博崇君 是非、大学当局とのコミュニケーションを密にさせていただいて、今大臣がおっしゃっていただいたような国際的なレジームに対する考え方等も広く御認識をいただく、その努力をお願いできればというふうに思います。

残された時間で外国人留学生の受入れについてお伺いをしたいと思います。

冒頭申しましたとおり、大学の国際化という観点から、外国人留学生の受入れを増加させていこうという政府全体の大きな流れがあるわけでございますが、こうした留学生の受入れに当たって機微技術の流出、移転がないような確認体制というのがどうなっているのか、特に懸念国からの外国人留学生などの受入れに当たってどのような手続を行っているのか、文部科学省に伺いたいと思います。

○政府参考人（松尾泰樹君） 委員御指摘のとおり、我が国におきましても、優秀な外国人留学生を積極的に受け入れまして大学等の国際化を推進するこ

と、これは重要なことだと考えております。

一方で、先ほども述べましたとおり、留学生を受け入れる大学等におきましても、輸出管理担当部局を設けるなど適切な安全保障管理を行うこと、これ求められているところでございます。大学におきましては、留学生の受入れに当たってこれらの体制等を構築しながら、当該学生が懸念国の出身であるか否か、提供する可能性のある技術が機微技術に該当するか否かなど、外為法上の確認を行い、疑わしい場合には経済産業省に相談するというようなことで対応しているというふうに理解しております。

引き続きまして、外為法の遵守徹底及び大学における安全保障管理体制の強化を図るべく、関係省庁とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○石川博崇君 また、こうした外国人留学生が日本に入国する際には、在留資格あるいはビザの審査が行われるわけでございます。あるいは、文科省の国費留学生の受入れに当たっては、現地在外公館、大使館なども選定業務に関わっているわけでございます。

今日は法務省、外務省からもお越しいただいておりますけれども、こうした外為法上の懸念に対して外国人留学生の受入れに当たってどのような確認作業を行っているのか、それぞれ御答弁をお願いします。

○政府参考人（佐々木聖子君） それでは、まず法務省から御報告いたします。

これは各国共通の一般的な取扱いでございますけれども、外国人が日本に留学するために在留資格認定証明書交付申請を行った場合には、出入国管理及び難民認定法に規定する上陸を拒否する事由に該当していないか、入学が許可されている事実又は本邦在留中の生活費の支弁能力等について審査をしています。

今後、御指摘の点にも関連をいたしまして、外国人留学生について経済産業省、文部科学省等関係機関から慎重に審査すべき個人の情報が提供された場合には、当該機関とも協力して適切に対応してまいります。

○政府参考人（宮川学君） 日本への留学生のビザ申請に関する御質問でございますが、査証の原則的

発給基準に基づきまして審査を行っております。具体的には、有効な旅券の所持、過去の犯罪歴の有無などに加えまして、留学に関する書類の適正性、適正であるかどうかの審査を実施しているところでございます。

○石川博崇君 今、法務省、外務省からそれぞれ受入れに当たった審査の手続について簡単に御説明いただきましたけれども、大学が許可しているということ、当然これは、外為法上の機微技術の流出というものが無いということを大学が確認したということ、これを前提に法務省あるいは外務省として在留資格あるいはビザの発給等を行っているということでございます。

法務省、外務省それぞれ、それぞれの研究内容が果たして機微技術に当たるのかどうかという情報はなかなか把握しにくいわけでもございまして、そういう意味では、入管の現場あるいは大使館で十分に把握できるように、それぞれの技術が、文科省そして経産省で把握して、外為法上の懸念に当たる技術なのかどうか、あるいは研究内容なのかどうかということをしかりと法務省、外務省に情報提供を行っていただく、そういった省庁連携の枠組みを構築していただくことが大事なのではないかというふうに思っております。

例えば、アメリカに留学する際には学歴も含めた詳細情報の提供が求められますし、イギリスに留学する場合には大量破壊兵器関連の機微技術に関する大学院の留学については大変慎重なビザ審査が行われるとされているところでございます。

衆議院での審議で法務省から御答弁がありまして、今も触れていただきましたけれども、外為法を所管する経済産業省からのアプローチがあれば、今のところ大学の研究内容というのは法務省は所管外なんですけれども、どのような審査、資格付与にするか検討を行う旨答弁をされているところでございます。

政府全体でインテリジェンス情報も活用したチェック体制を取っていただくことを検討していただくべきだというふうに思いますけれども、経済産業大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣（世耕弘成君） 今の答弁からも分かるように、法務省は法務省の情報、外務省は外務省の情報、文科省は文科省の情報、そして経産省は経産

省の情報を持っているわけでありますが、やはりこれは密接に連携をすることが非常に重要だと思います。どういう情報で連携するかというのは、余り言うてしまうとちょっと手のうちを見せることになるかと思えますけれども、経産省としては、やはり機微技術を守るという観点から、また留学生をこれから増やしていく、あるいは外国人の研究者も積極的に受け入れる、あるいはこれから高度人材の受入れなんてことも行っていくという中で、やはり関係省庁がしっかりと密接に連携する枠組みについて検討してまいりたいというふうに思います。

#### 罰則、行政制裁の強化

○石上俊雄君 続きまして、罰則上限の格差の合理性についてお伺いをさせていただきたいと思いません。

これもまた資料を付けさせていただきましたが、資料の二の①に、現行の法の先ほど話がありましたけれども、重科とかスライド規定という表を付けさせていただきましたが、ここの罰則の分類が大量破壊兵器と通常兵器に分かれているというのはこれは見れば分かるわけでありましてけれども、通常兵器でも殺傷性や非人道性において大量破壊兵器と差がないものもあるのも事実だということでもあります。

ちなみに、クラスター爆弾というのは禁止されておりますけれども、これは大量破壊兵器ではなくて通常兵器の分類になるんですね。しかし、いろいろ内容を見ていくと、ううん、これどうなのというふうに思うわけでありまして。

また、その罰則は、そもそも平和と安全に与えた法益侵害の程度や悪意の有無に基づいて個別に量刑で差が付けばいいのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、大量破壊兵器と通常兵器で罰則上限に差を付けるのは果たして必要があるのかどうかというふうに思うわけでありまして。さらには、EU準拠にすると同一カテゴリー内に大量破壊兵器関連と通常兵器関連が混在することになるというふうに思いますので、罰則の水準を同一化してシンプルにしたらどうかというふうに思うわけでありましてけれども、このことについての大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣（世耕弘成君） この大量破壊兵器と通



常兵器の罰則の上限に差ができたのは、今回の改正ではなくて、これは平成二十一年の外為法の改正のときにできました。それまでは大量破壊兵器でも通常兵器でも罰金の上限額は二百万円だったわけですが、このときに、通常兵器の場合は七百万円、大量破壊兵器の場合は一千万という形で引き上げられたわけでありまして。

これ、当時の状況として、まず一つは、北朝鮮がミサイル発射や核実験を始め出していた時期でありますね、平成二十一年というのは。それと、あと、そういう中でも違反事例がなかなか後を絶たないと、そういう状況認識の中で、特に軍用の細菌製剤なども大量破壊兵器そのものと言えるような貨物ですとかあるいは核原料物質、もうこれは明らかに大量破壊兵器の開発に転用される蓋然性が非常に高い貨物と言うことができるわけでありまして、そういった貨物についてはやはり技術管理をより厳しくやっていかなければいけない。そして、そういったものが無許可で輸出をされた場合には、国際的な平和と安全のみならず、北朝鮮が核実験、ミサイル発射を始めているという状況の中では、我が国国民の生命、財産に直接的な危険性が及ぶ可能性が強い、おそれが多いということ、守るべき法益が極めて重いと平成二十一年当時考えられたわけでありまして。

この考え方は、もう昨今の今の状況を見てもより厳しくなっているわけでありまして、収まっているというようなことは全く言えないわけでありまして、今回の改正法案においてもこの罰則に差を付けるという考え方は必要だというふうに考えているわけでありまして。

リストに混在をするということは、これはもう丁寧に説明をして、企業側でも丁寧にそのリストを読み取って対応していただきたいというふうに考えております。

○石上俊雄君 さらに、今回の法の改正で今まで空いていた穴をしっかりと埋めていくということで、中身を見ると罰則の抜本的な強化ということで、さらにそれをやることによって抑止力というのは高まっていくんだろうなというふうに思うわけでありまして。

そんな中で、資料の二の②に付けさせていただきます

ましたが、違反に係る共犯者というところで、ここに対しての罰則適用というのは多分あるんだろうというふうに思いますけれども、そのことについて、共犯者やあとは幫助犯ですね、ここについてどういうふうな形になるのかと、さらには、その幫助犯や教唆犯に対する行政制裁の適用があるのかなのか、その辺について、理由も含めて経産省、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（寺澤達也君） お答えします。

罰則規定には刑法の総則が適用されますから、従来から幫助犯については刑法第六十二条、教唆犯は刑法第六十一条に基づき処罰可能となっているわけでございます。今般、外為法の罰則を引き上げることになりますが、そもそも幫助犯や教唆犯の罰則の重さは正犯に準じて決まるものがございますので、結果的に幫助犯や教唆犯の罰則も強化されることとなります。

一方で、行政制裁について御質問ございました。外為法に定められている行政制裁とは一定期間の輸出入等の禁止を行うものがございますが、この対象というのは外為法の違法行為者、すなわち無許可輸出等を行った本人のみであって、幫助犯や教唆犯は対象とはしておりません。この理由でございますけれども、行政制裁は先ほど申し上げたように一定の期間に輸出を禁止するものがございますけれども、輸出者に幫助や教唆を行うブローカー等は一般的には輸出を行っている者ではございませんので、輸出禁止等が制裁の手段としてなっているわけですが、これがブローカー等には対応しない、これが理由として行政制裁の対象としているものではございません。

他方、今回の外為法の改正においては、立入検査の対象を拡大して、違反行為者本人だけではなくて関係者に対しても立入検査を行うような規定を盛り込んでおります。この結果として、教唆犯や幫助犯というのはこの関係者に該当するわけがございますから、経産省の方から立入検査を受ける可能性が出てきます。これが大きな抑止力になると思います。また、そうした立入検査を通じて教唆や幫助の犯罪事実を経産省が発見した場合には経産省から捜査当局に刑事告発をするということになりますので、こうした幫助犯とか教唆犯に対しても、今回の改正法案によりまして非常に大きな抑止効果の発揮が期待

できるところと考えている次第でございます。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

今日は法務省にもお越しいただいておりますのでお伺いしたいと思いますが、幫助犯を幫助した場合、さらには教唆犯を教唆した場合、ここの資料にも書いておきましたが、幫助の幫助、教唆の教唆、又は教唆の幫助、幫助の教唆などへの罰則の適用は刑法上どうなるのか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（加藤俊治君） お答えを申し上げます。

あくまで刑法の規定に基づく一般論でございますけれども、まず、お尋ねいただきました中で二番目と四番目、すなわち教唆の教唆とそれから幫助の教唆については刑法に条文がございます。すなわち、刑法第六十一条二項は、教唆者を教唆した者についても正犯の刑を科するというふうにされております。また、従犯、すなわち教唆者、を教唆した者については従犯の刑を科する、すなわち幫助犯の刑を科するというふうになっております。この二つについては明文がございます。

それから、お尋ねいただきました最初のもの、幫助を幫助した場合につきましては刑法に明文の規定はございませんので、これは処罰できないという学説もございまして、一応の判例といたしまして、幫助犯の幫助も処罰可能であると理解できる裁判例がございます。ただ、その裁判例に対する理解自体、学説上の争いがあるところでありまして、幫助の幫助が処罰可能であるかどうかということについては、法務省として確定的なお答えができないという状態にございます。

また、お尋ねいただきました三番目、教唆犯を幫助した場合でございます。これにつきましても、教唆を幫助した者については処罰ができるという判例がございます、そのように理解できる判例がございます。ただ、この判例も昭和十二年のかなり古いものでございまして、反対の学説も有力となっております。状態、状況にあるというところでございます。

以上でございます。

#### 中長期的課題—法体系の見直し等

○石上俊雄君 次に、温泉地の老舗旅館とやゆされ

る法体系の見直しについてお伺いしたいと思います。

資料も三に付けさせていただきましたが、安全保障貿易管理に関する産業界の要望は様々、先ほどから話が出ておりますが、あるわけでありまして、その底流には、体系が複雑で条文が難解で、労力、コストが膨大に掛かるということで苦悩が共通にあるとお聞きしているところでございます。

資料の三の①に示させていただいておりますけれども、現行の法体系は長年の情勢変化への対応で、政省令、告示、通達、Q & Aなど継ぎ足しを繰り返してきた結果、まるで、先ほどちょっと言いましたけれども、本館、別館、新館、さらにはアネックスと、増改築した温泉地の老舗旅館とやゆされるほどのようだというふうに言われているわけです。

これ、温泉地の老舗旅館は、それがまた情緒があって寂という形になるわけでありまして、この貿易管理に関しては、これは負担以外の何物でもないと、分かりにくさというところにつながってくるわけでありまして、これはいかがなものかなというふうに思うわけでありまして。

各国とも状況は同じようでありましてけれども、ドイツは二〇一三年に法文の整理統合や用語の平易化など大規模な改正を断行したということを聞いておりますし、また、お隣の韓国では毎年のように見直しを行っているというふうに聞いております。これは法令が、先ほど申し上げましたけれども、複雑で難解では産業界の利便性や国際競争力が失われるという懸念があるということから抜本改正を行ったと聞いているわけでありまして。

そこで質問をさせていただきますが、現在の輸出管理で最重要業務はエンドユースのチェックだというふうに考えるわけでありましてけれども、しかし、この基本の枠組みであるキャッチオール規制は法体系のどこでどう規定されているのかがよく分からないというところがございます。法律で明示されていない理由や経緯がありましたらお聞かせいただきたいということと、輸出管理の法律なのにその輸出の定義が存在しないなど、基本事項を法律できちんと規定すべきとの指摘もあるわけでありまして、これについての考え、併せて経産省、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（飯田陽一君） お答えいたします。

御質問のございましたキャッチオール規制について、主として物に即して御説明を申し上げたいと思います。

現在、外為法の第四十八条第一項におきまして、特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は経産大臣の許可を受けなければならないというふうにされておきまして、その上で、この特定の地域、特定の貨物、あるいはその輸出の態様について、具体的な内容については政令、輸出貿易管理令に委任されているところでございます。

このキャッチオールでございませうけれども、輸出貿易管理令の中で、第一条、それから別表の第一ということで、その中で十六の項というのがございまして、ここで具体的な貨物と地域を定めております。その上で、第四条というのがございまして、具体的な規制対象となる輸出について定めておきまして、輸出貿易管理令第四条第一項三号におきまして二つの要件が設定されておきまして、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合、それから、経済産業大臣からこういうおそれがあるものとして許可申請をすべき旨の通知を受けた場合、こういったものを規制対象としているところでございまして、外為法の体系の中でキャッチオール規制はしっかりと規定をされているということでございます。

それから、輸出の定義がないという御指摘がございました。これは一般論でございませうけれども、用語の意味が定着をされていて誤解を招かないという言葉については法律であえて定義を置かないというふうに認識をしております。

したがって、外為法には輸出そのものについての定義規定はございませうけれども、これは確認的にということでございませうけれども、輸出貿易管理令の運用についてという通達の中で確認的に輸出が何を指すのかということが分かるような形の定義を示しておきまして、これに基づいて輸出者の方は御判断をされているということで、特段の混乱もなく運用されているというふうに認識をしております。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

さらに、産業界には法体系全体を抜本的に改正してほしいとの要望もあるというふうにお聞きしております。

資料の三の②に示させていただきましたが、現在の輸出管理では、大量破壊兵器の開発やテロ等の懸念用途に使わせないということが目標というか目的でありまして、冷戦時代のココムのように、対象はソ連など共産圏、貨物が規制のハイテク製品かどうかという単純な図式では対処できなくなっているのが現状ではないかなというふうに思います。

さらに、キャッチオール規制の導入でリスト規制の意義は低下しているというか、イギリスとかドイツではキャッチオール規制のみというところもあるわけでありまして、逆にエンドユース、エンドユーザーのチェックこそが核心部分となってきたのではないかなというふうに思います。

しかし、にもかかわらず、依然として膨大な労力が必要な該非判定管理に費やされている、その労力が費やされているというのが現状だというふうに言われているわけでありまして、実際、該非判定のミスが法令違反、無許可輸出というふうになり得ることになるわけでありませうけれども、一方で、より本質のエンドユースチェックでは、ミスしても法的な責任は発生しないわけでありまして。

ですから、今こそ該非判定優先から取引審査優先へとかじを切るというふうに、キャッチオール規制や輸出などの基本事項の規定がしっかりと盛り込まれた時代にふさわしい法体系へと抜本改正すべきと考えておるわけでありませうけれども、井原政務官、経産省の御見解をお伺いします。

○大臣政務官（井原巧君） 先生の御指摘は、要するに、管理制度ともう一つはその負担とのバランスの話がされているんだろうというふうに思っておりますが、まず基本的に、先ほども答弁ありましたが、各国の国際輸出管理レジームにおいては、依然として特定の貨物、特定の技術がリストにてまずは指定をされて、各国はこうした規制対象を厳格に審査することでそれぞれ輸出管理を行っていくというふうになっています。そして、その国際輸出管理レジームの専門家会議でそれが毎年議論をされていて、追加されるなどの措置をされているということでありまして、まず最初は、やっぱり国際的には、リスト対象となるか否かの該非判定がまず行われて、その上で輸出についての適否を判断するという輸出管理が行われていると。

そして、先生が御指摘されているそのキャッチ

オール規制でありますけれども、これについては、国際輸出管理レジームのリストで指定されていない貨物、技術ではありますが、テロを含む大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合に、用途上の懸念から規制対象として厳格に管理をするというものでありまして、どっちかにシフトというのではなくて、両方がやっぱり補完し合うということが一番大事なことなんだろうと思っておりまして、制度をやっぱり維持する、安全保障上はですね、する上では、この厳格なリストをしっかりと該非判定するということが大切だと思います。

負担の軽減については、それぞれその各者の負担が大きいわけありますから、逆に、支援するサービスとかそういう方を十分充実したり、あるいは経産省としての相談窓口の機能の強化を図ることによって制度を維持しつつ、しかし負担の軽減を図っていくという今の体系がまずは必要だろうというふうに考えております。

○石上俊雄君 ありがとうございます。

さらに、現行の法体系には非国家主体に対する輸出規制の直接的な規定が存在しないというふうに思うわけですが、これは必要ではないのかな、どうかということについてお伺いしたいのと、あと、民生用品をそのままテロに使うケースに対処するテロキャッチオール規制も必要ではないかなというふうに考えておるわけあります。最近、自爆テロというのは、車に乗ってというふうな形もあったりいろいろあるわけでありまして、そういった面での対応も必要ではないかなというふうに思うわけあります。

具体的な規制が難しい側面はあるわけありますけれども、EUでは現在審議中であつたり、アメリカでは既に導入済みだつたりというところもあるというふうに聞いているわけでありまして、我が国も検討すべきというふうに思いますけれども、経産省のお考えをお聞かせください。

○政府参考人（飯田陽一君） お答えいたします。

外為法には、先ほど来御答弁申し上げているとおり、リスト規制とキャッチオール規制というのがあるわけですが、そのいずれの規制におきましても、非国家主体でありますとかあるいはテロリストであるか、その最終ユーザーあるいはその間に入っている方々が非国家主体かテロリストであるか

どうかにかかわらず、その輸出される貨物あるいは技術といったものが軍事転用のおそれがないかどうかというものを審査をいたしまして、輸出許可の可否を判断しているということでございます。

したがいまして、今御指摘の非国家主体あるいはテロリストを対象としたキャッチオール規制という御質問ございましたけれども、現行の規制におきましても、これは物や技術あるいは地域といったものに着目をして網を掛けておりますので、テロなどについても、現状、規制対象とし得るものであるというふうに考えております。

その上で、各国の規制におきましては、そういったグループをどのように捕捉をして規制の実効性を高めるかという観点から様々な議論が行われているというふうに認識をしております、こういった国際的な議論や、あるいは国内におきましては警察や税関、こういったところと緊密に連携をしながら規制の実効性を高めていきたいというふうに考えております。

○石井章君（中略）、外為法の法体系に基づく安全保障輸出管理法体系についての分野で御質問いたします。

規制体系、規定内容が複雑であればあるほど、輸出管理委員を十分に確保しづらい組織、中小企業や大学、研究機関などでは、難解さに起因して理解不足や誤解により事故を起こすリスクが高まる、これまで発生している事案も少なくないと思われております。また、それによって国際的な事案へと発展するような事態になれば我が国は国際的な信用も大きく損なうと思っております、大臣の答弁をお伺いいたします。

○國務大臣（世耕弘成君） 経済の国際化が急激に進展する中で、金、物、技術の国際的な流れは、ばらばらではなくて、相互に関連しながら複雑さを増しているところだというふうに思っています。外為法はこうした金、物、技術の対外取引全般をカバーをして包括的に管理ができるという強みがありまして、現行の法体系は十分合理性があるのではないかとこのように思っております。

また、外為法は昭和二十四年制定以来七十年の歴史、その間、いろんな改正も時代の要請に応じて行われてきているわけでありまして、やはり長

い歴史の中でこの外為法の運用や解釈といったものが確立をされて今日に至っているわけであります。

ですので、長い歴史の中で積み上げられてきた現行法の体系や規定そのもの、根幹に関わることを改正をするということになりますと、この法律を遵守してきた事業者等、特に輸出業務などを長くやっている方々が多いわけでありますから、そういった方々に混乱を来すおそれがあることを常に意識しながら取り組まなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、法律の安定的運用の観点から、単に複雑かどうかということだけではなくて、規制対象の分類の見直しなど、国際的な整合性や事業者の負担を軽減するための見直しについてはよく実態を踏まえながら丁寧に検討していきたいというふうに思います。

○石井章君 ありがとうございます。

続きまして、書類の保存義務について。通常、ほとんどの法律に付随しており、外為法の他の対外取引の分野にも規定されております。しかし、輸出入取引分野においては規定がされておられません。これは、悪意ある者などが無許可輸出に対し報告徴収等の監督手段が担保されないおそれがあるのではないかとということもあります。

報告徴収や立入検査については全ての輸出者に適用されるよう規定されておりますが、書類保存の義務規定がないために、無許可輸出がなされた場合や該非判定をしかるべく行わずに輸出された場合、報告徴収等を掛けても、書類保存はしていないとして、その輸出の実態や該非判定の適否が当局として把握できないとの事態が生ずることが懸念されておりますが、書類の保存に関して義務規定とされていない理由について、大臣の方からお伺いいたします。

○国務大臣（世耕弘成君） 外為法第五十五条の十では、輸出等を行う者は輸出者等遵守基準を遵守することを義務付けております。遵守しない者に対しては経産相は指導、助言の上で勧告、命令を行うことができ、そして命令に違反した場合にはさらに罰則によって強制力を確保しているところであります。

この輸出者等遵守基準はこのように強制力を伴う強い規制となっているわけでありますから、当該基

準の内容は規制しなければならない事項に限定すべきだというふうに考えております。

委員が今御指摘になった書類の保存については、当該基準の中でも遵守すべきものとしては定められているわけですが、リスト規制品に該当するかどうかを判断する手続を定めることなどに比べると、輸出管理を行う上で罰則で担保しなければならないものとは言い難いということで、また書類保存ということになりますと中小企業等への配慮も必要であることから、努力規定とすることで規制の適正化を図っているところでございます。

## 2 参議院経済産業委員会附帯決議

### 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 世界の安全保障環境が厳しさを増している現状を踏まえ、実効性のある安全保障貿易管理の実施に資するよう、関係省庁の一層緊密な連携を図るとともに、海外における我が国の政府関係機関や進出企業等との連携強化を図ること。また、安全保障貿易管理体制の構築に取り組む各国に対し情報提供等の支援を行うとともに、国際的な連携を強化すること。
- 二 中小企業や大学等における安全保障貿易自主管理体制の構築を進めるに当たっては、企業や大学等の実情や意見を十分踏まえるとともに、講習会の開催やアドバイザーの派遣等必要な支援措置を講ずること。さらに、海外での事業展開を図る中小企業に対しては、中小企業の海外展開支援施策とも連携しつつ支援を行うこと。
- 三 国の安全等に係る対内直接投資等については、機微技術の流出が生ずることのないよう、規制の確実な実施を図るとともに、外国投資家に対する必要な措置命令が行えるよう、投資実施後のモニタリングを強化すること。また、我が国の対内直接投資規制の考え

方が外国投資家に十分理解されるよう、情報提供に努めること。

四 安全保障上の機微技術の管理強化の観点から、「みなし輸出」管理等の課題について検討を進めること。

右決議する。